

2021年5月31日

各位

福島からの発信・活動等支援基金
理事長 國分 俊樹

「福島からの発信・活動等支援基金」給付の募集について

穀雨の候、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じます。

2011年の東日本大震災、とりわけ東京電力福島第一原発の事故以降、福島県民、福島の子どもたちは、さまざまな経験をしてきました。そのことを県内外に伝え続けていくことが、子どもたちの未来に向けての大切なメッセージになるものと考えて、「福島から発信・活動等支援基金」を設立いたしました。

この基金は、2011年度（平成23年度）から15年度（平成27年度）までの5年間実施していた「福島県東日本大震災遺児奨学金」を引き継いだものです。原発災害後の学校活動、生活などを、児童・生徒等が県外に向けて発信することを目的とした活動をする学校、団体に対して、活動の一助とするための支援金を給付することにより、福島県の教育振興に寄与することを目的としています。

今年度、本事業を終了するにあたり、下記の条件により給付を希望する学校・団体を募集いたします。

記

- 1 支援金の給付の対象となる学校、団体は、次に該当するものとする。
 - (1) 原発震災後の「これまで」のできごと、または将来に向けての「これから」取り組みについて、児童・生徒が県外に伝える活動をする学校、団体。
 - (2) 県外からの訪問者（視察者）を受け入れて、福島の実況の報告なども含めた交流や現地案内などを、児童・生徒が行う事業を行う学校、団体。
 - (3) 児童・生徒が、原発災害の中にある福島と同様の課題を持つ地域に出かけ、視察、学習、地元の児童・生徒との交流などを行う学校、団体。
 - (4) その他、理事長が特に認める学校、団体、グループ。

2 事業期間

この支援金の給付事業は、2016年度（平成28年度）から2021年度（令和3年度）までとし、年度ごとに募集・支給をする。その後の基金の継続、運営については、終了年度の理事会で協議する。

3 給付の申請

支援金の給付を受けようとする学校、団体は、毎年4月10日から5月31日まで申請書（様式第1号）を福島県教職員組合内「福島からの発信・活動等支援基金理事長」に提出する。（但し、2021年度は6月1日から7月20日までとする。）

ただし、今年度は本基金の最終年度となり、予算に限度があるため1団体あたりの上限額を35万円とする。

申請に必要な申請書のデータは福島県教職員組合HP（<http://www.f-t-u.or.jp/>）にあります。HPのCONTENTS「福島からの発信・活動等支援基金」のページからデータをダウンロードして編集、印刷して提出してください。

4 給付の審査と決定通知

規定による申請に基づき、目的、参加者数、規模、必要経費等をもとに、理事会において審査し、理事の半数以上の承認により、給付の可否と金額を決定する。支援金の給付を決定したときは、給付決定書（様式第2号）を交付し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 給付の方法

支援金は1年分とし、9月中旬に前条の規定による給付の決定を受けた学校、団体（以下「受給者」という）に給付するものとする。

6 届出事項

受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

（1）第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）申請内容に大きな変更が生じたとき。

※ 新型コロナウイルス感染拡大により予定していた事業・活動の計画が変更となった場合は、下記の担当者まで電話をしてください。

（3）団体については、年度途中で団体の改廃、代表者の変更があったとき。

福島県教職員組合

担当（厚生部）松下、佐々木

TEL 024-522-6141

FAX 024-521-5564

Email ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp